

第3回議会運営委員会会議記録

平成29年11月30日

【開催日】 平成29年11月30日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時55分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	杉本 保喜
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介
議事係書記	原川 寛子		

【付議事項】

- 1 平成29年第4回（12月）定例会に関する事項について
 - (1) 広報特別委員会及び広聴特別委員会の設置について
 - (2) 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 会期案について
 - (4) 議事日程案について
 - (5) 人事案件について
 - (6) 陳情・要望書等の取扱いについて
- 2 山口東京理科大学に関する特別委員会の設置について
- 3 その他
 - (1) 申入書について

午前10時 開会

大井淳一郎委員長 皆さんおはようございます。ただいまより、第3回議会運営委員会を開会いたします。お手元にある付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。まず初めに付議事項、平成29年（第4回）12月定例会に関する事項についてということで、(1)で広報特別委員会及び広聴特別委員会の設置についてと書かれてあります。これまで議会基本条例の制定を受けて設置をされた広報広聴特別委員会なのですが、議会だよりの編集と議会報告会の準備等を主な業務として進めてまいりました。1回目、平成25年の改正を経て、一つの広報広聴特別委員会に部会制を敷いて広報部会と広聴部会というふうに分けて作られました。これは当時8人だったと思うのですが、当初の広報広聴特別委員会の業務が過重ということで、広報部門と広聴部門に分けてそれぞれで業務分担していくということをやってきました。ところが、部会で決まったことが他の部会の部会員のほうから異論が出たりなど、なかなか統一的な意思形成が図れないことが多々ありまして、部会制も少し限界が出てきたというところも当時見えてきました。それを受けて2年後に広報広聴特別委員会を一つの特別委員会にして、9人のメンバーでやってまいりましたが、やはりその業務が過重になり、委員と委員でない人との差が大きくなってきたということがありました。当初から、全議員がこういった広報広聴活動に関与すべきではないかという意見があったこともあり、この改選を受けて広報広聴特別委員会をどうしようかということで皆様に意見をお伺いしてきたところです。そして、このたび広報特別委員会、広聴特別委員会という二つの特別委員会を立ち上げて、それぞれの分野について責任と権限を持ってやっていただきたいという思いがありまして、この二つの特別委員会の設置という形でいきたいと考えています。それを受けての設置ということです。当然、この案も万能ではありません。何かしらメリット・デメリットが必ずありますので、その辺は皆さん一致協力して解消していきたいと考えております。それでは、これも含めて平成29年（第4回）12月定例会に関する事項についての説明を求めます。

中村議会事務局議事係長 それでは1番の(1)の説明に入らせていただきます。今、委員長から経緯の報告がありましたように、それに基づいて委員会の設置に係る議案の案を別紙1と2、お付けしている資料の後ろから3ページ目と2ページ目にありますようにお示ししています。別紙1が広報特別委員会の議案、別紙2が広聴特別委員会の議案になっております。こちらについては、今のところ全議員一致の議案として、申し合わせの27によりまして、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、12月5日本会議初日に提出し委員会付託を省略して即決していただくという形で考えております。その後、本会議休憩、それから特別委員会の開催、正副委員長を互選するという流れになろうかと思っております。以上です。

大井淳一郎委員長 では(1)だけということで、まず議論したいと思っております。別紙1及び別紙2にあるように特別委員会を設置するという事です。これについて、皆さんのほうで確認したいことがありましたら挙手をお願いしたいと思います。

奥良秀委員 先ほど、前回の議運の中でお話があったとおり、今回委員会を二つ作るということで、これはあくまで今年度末までというか、その中で在り方はこの中で考えていかれるのですよね。だから、前回、発言させてもらいましたが、実際問題、今広報であったり広聴であったりというのが市民の皆様によく見られていない。だから、そういったことも、物を作るのもいいですけど、それをやっぱり自分たちで見直していい方向にしていかななくてはいけないので、そういった見直しもやっていくような委員会を進めていっていただきたいと思っております。そこは要望しておきます。

大井淳一郎委員長 議会運営委員会としては、この設置というところをやって、今後、設置されます二つの特別委員会の中で、広報委員会、広聴委員会

それぞれ課題があらうかと思ひます。在り方についても議論がされるかと思ひます。その両委員会ですっかりと議論していただき、2年の任期がありますので、それを目途にいい方向に持っていくようにと、議運としては望んでおります。以上です。そのほかございますか。それでは、この特別委員会の設置については議運決定としたいと思ひます。今後の流れですが、会派に属していない無所属議員への説明をしていきたいと思ひます。全議員の一致が得られれば、議員提出議案ということになるのですが、中にはもしかしたら賛同を得られない場合があり得ます。その場合は、委員会提出議案として私が提出者、皆さんが賛成者ということで対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは（2）です。山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてだけですかね、取りあえず。

清水議会事務局次長 この説明に入るに先立ちまして、この議会運営委員会からの提出議案となった場合については、委員長提案ということになりますので、議運の委員長のみの名前が挙がるというところで御理解をいただきたいと思ひます。それでは、次の（2）議員政治倫理条例の一部改正について御説明いたします。これにつきましては、まず初めに事務局の不手際によるものであるというところですので、まずもっておわびを申し上げます。その内容について、今から御説明を申し上げます。別紙3を御覧ください。別紙3は山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正するもので、内容については裏面の新旧対照表を御覧になっていただけたらと思ひます。第1条中議会基本条例の条項を引用していますが、その第28条第2項を第27条第2項に改めるものです。改正理由ですが、議員政治倫理条例は議会基本条例において議員の政治倫理の基本を規定し、その規範については別に条例で定めるとされたことにより、議会基本条例と同時に制定した条例であります。本年9月議会において、議会基本条例の検証の結果、議会基本条例第23条に規定する意見箱の設置を廃止することとしたため、同条を削除するとともに、それ以降の条を1条ずつ繰り上げる改正を行ったところですので、それによ

りまして、政治倫理条例の制定の根拠となる議会基本条例第28条第2項が第27条第2項に条ずれをしておりました。この改正を、そのときに事務局が見落としていたということで、そこを改正するため、このたびお願いするものです。前段にも申し上げましたが、このようなことになったことにつきましては、全て事務局の勝手ですので、この場を借りておわびを申し上げます。つきましては、この議案を議会運営委員会提出議案として、12月議会において御議決いただくよう提案するものです。以上です。

大井淳一郎委員長 今、次長のほうから報告がありましたけれども、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしていきたいと思います。それでは（3）会期案について。

中村議会事務局議事係長 それでは（3）会期案について御説明いたします。会期の案については、12月5日火曜日から22日金曜日までの18日間といたしたいと思います。議案については、お渡ししている資料1のところにございますが、議案24件、同意1件、報告1件が提出されるということになっております。4の議事日程案も引き続き一緒に説明させていただきます。議事日程案については資料2になります。ページで言うと4ページからになります。こちらについては、12月5日本会議初日が10時に始まりまして、会期の決定、諸般の報告、こちらは議会事務局からの事務報告です。それから同意1件を上程、説明、質疑、討論及び採決、それから報告1件を報告及び質疑となっております。ここで、ちょっと報告1件のことなのですが、議案にある報告のとおり、地方独立行政法人法の第28条第5項に規定により報告となっておりますが、こちらについては、第三者機関である評価委員会のほうから市への通知を経て、それがあった場合に市長への報告があるという形になっております。その市長からの報告という形になっておりますが、これを私のほうが今までの報告案件と同様に「及び質疑」と挙げてしまったのですが、そもそもこれが質疑に値する内容、質疑ができるのかということ、

市長が報告するという形になっておりますので、そこを12月5日の初日までに方向性をきちんと出してから、もう一度御提示しようと思っておりますので、これについては少し預からせていただけたらと思っています。申し訳ございません。議案24件については、一括上程、説明、質疑及び委員会付託。それと先ほどの委員会提出議案である政治倫理条例ですが、この1件を上程、説明、質疑、討論及び採決。引き続きまして議員提出議案2件、先ほどの別紙1、2ですが、一括上程、説明、質疑、討論及び採決という流れになります。先ほどの(1)の説明にもありましたが、この両特別委員会の設置については、本会議初日に提出した後、委員会付託を省略して即決いたしますが、その際、議長のほうから9人、11人の指名をそれぞれ行い、本会議を暫時休憩して正副委員長の互選を行っていただきます。その後、本会議を再開した後、議長から選任報告があり、この日の議事が終了という形になろうかと思っております。それから、6日水曜日から8日金曜日までは委員会の開催日としておりますが、6日の水曜日が総務文教、7日の木曜日が民生福祉、8日の金曜日が産業建設の3常任委員会と、それぞれ一般会計予算決算常任委員会分科会、さらに総合計画審査特別委員会の分科会も入ってくるようなことであろうかということで想定をしております。開議の時刻ですが、今まで通常10時だったんですが、3委員会確認をしまして9時となっておりますので御注意をお願いいたします。それから11日の月曜日ですが委員会の予備日としておりまして、12日火曜日が総合計画審査特別委員会全体会で、分科会長報告をこの日だと考えております。すいません。この開議時刻が抜けておりました。通常でいくと、ここは10時となろうかと思っております。申し訳ありません。それと13日の水曜日から15日金曜日、そして週が明けて18日の月曜日までの4日間、一般質問となっております。今回、一般質問をされる議員の方は13名となっております。19日には、また委員会となっておりますが、こちらについては一般会計予算決算常任委員会の全体会と総合計画審査特別委員会の全体会を想定しております。こちらも10時で作っております。それから、20日の水曜日、21日の木曜日の議事整理日を挟みまして、本会議最終

日を22日金曜日としておりまして、この日には付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項ということで日程を組んでおります。以上です。

大井淳一郎委員長 今、報告のあった限りで、皆さんのほうで確認したいこととか、疑問に思ったことなどありますでしょうか。

高松秀樹委員 初日の1番最後の議員提出議案2件、特別委員会設置のところは、本会議場ではどういう運びになるんですかね。

中村議会事務局議事係長 ちょっと早足だったので申し訳ございません。もう一度説明いたします。議長のほうから広報の委員会の9人、広聴の11人の指名を行っていただいた後、本会議を休憩してそれぞれの特別委員会の正副委員長の互選を行っていただくという形になります。休憩を解いて再開後、議長のほうから選任の報告を行っていただくという流れになると思います。

高松秀樹委員 これ、もう9人、11人の大方の指名というのは、ある程度進んでいるんですか。

清水議会事務局次長 本日の決定を受けまして、今、各常任委員会からということですので、その常任委員長を中心に人選していただきまして、当日開催されると思われ全員協議会の中で確認をしていただいて、本会議に臨んでいただくという流れになろうと思っています。

高松秀樹委員 それは了解しました。議事日程のことでいいですかね。一般質問が9時半からで時間が入っているんですが、これは以前10時からやった気がするんですが、何で9時半からに。

清水議会事務局次長 前期の議運の中でも協議をいただきまして、10時から

始まると、2人目が時間によって午前と午後に分かれてしまうこともあり
ましたので、午前中に2人は終わっていただきたいということがあり
ましたので、申し合わせを変更し一般質問の場合は9時半から行って、
70分行って10分休憩して70分でお二人が午前中を終わっていただ
くと。3人目は必ず午後1時から始めていただいて、4人目の間に10
分休憩するという形で、前期の途中から9時半からということになりま
した。

大井淳一郎委員長 その一般質問が話に出ましたので。今回13人というこ
とでございます。3日間でやると4人、4人、5人とか5人、4人、4人
とかになってしまうので結構きついなと思いますので、4日間であれば
あり得るのは4人、3人、3人、3人、あるいは4人、4人、3人、2
人なんですが、どっちがいいですかというのもあれなんですが。どうさ
れますか。

高松秀樹委員 これ、原則は4人ですよ。5人目はあり得んですよ、通常
なら。申し合わせでは、何人で明記してあるんですかね。

清水議会事務局次長 申し合わせ81ということで、一般質問の人数は原則と
して1日4人とするというのは残っています。

大井淳一郎委員長 高松委員が言われるように、原則として1日4人というこ
とですので、5人というのはあったこともあるんですが、あまりしない
ほうがいいだろうということですので、4日間ということで。どうしま
しょう。

河野朋子委員 原則っていうのはもちろん分かるんですけど、人数13人って
中途半端と言ったら申し訳ないけど、振り分けがなかなか、3人となる
と午後に1人ということにもなりますし、できたら3日間のできるほう
がいいのではないかという感じもしますので、原則はあくまで原則です

けども。別にそこまでこだわる必要はないのかなと思ったときに、13人だったら5人、4人、4人とかそういった形でも悪くはないというか、むしろすっきりするかなと思うんですけど。

中村議会事務局長 原則4人ですけど、私が局長になってから5人でやった経験が2、3回あったと思いますが、時間的なことを申しますと、2人が午前中で終わりますして、3人目が1時から2時10分、それから10分休憩を取りまして、2時20分から3時30分、4人であればそこで終わると。5人であればまた10分休憩を取りまして3時40分から4時50分ということで、5時前には終わるという日程は取れる状況にはなっております。ということで5人でやった前例はございます。

大井淳一郎委員長 河野委員から3日間という提案もあったんですが、正直、総合計画の審議も、まだ分科会の様子が見えず、急に入ってくる可能性もあるので、空けておいたほうがいいかなという考え方もあるんですよ。ですので、3日間というのも一つの考え方だと思いますが。

高松秀樹委員 そうですね。基本は4日というのは守るべきだと思いますよ。その都合によって5人でもええって、なら6人でもええかって話になるんですよ。でも、委員長が言われるように日程上、総合計画がどっかに入ってくる可能性もあるということで、一般質問の日程を圧迫するような事案が予想されるのであれば、しょうがないかなとは思っていますが。

大井淳一郎委員長 ほかの委員の方はどうですかね。高松委員が言われるように、申し合わせに原則として4人とあるので、あくまでこれがベースなんだけれども、今回のような特殊な事情もありますので、13人ということですし、このたびは3日間で行きたいと思います。したがって、人数も決めておかないといけない。

河野朋子委員 3日でやるんだったら、やっぱり初日5人のほうが精神的にも

というか、ちょっとエネルギーがあるので。5人、4人、4人で問題ないと思います。

大井淳一郎委員長 5人、4人、4人で行きたいと思います。それでは（5）人事案件について。

中村議会事務局議事係長 （5）人事案件についてです。これまでこの人事案件については、現在の申し合わせ62にあります。人事案件は委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、提案理由の説明後休憩し、全協で質疑を行い、再開後採決すると。その後、ただし書きもありますが、という取扱いになっておりましたが、今後の取扱いについての御協議をしていただけたらということです。人事案件については、同意1件が今回、固定資産評価員の案件が出ております。以上です。

大井淳一郎委員長 このたび、固定資産評価員に関する議案が出ております。この人事案件の取扱いについてでございます。申し合わせ事項62によりますと、これまでは暫時休憩して全員協議会でやっておりました。当時は全員協議会は公開の場ではなかったんですけれども、今期からの全員協議会は公開となっているので、公開の場でやるのであれば、今後、全員協議会の位置付けが変わってきた状況の中で、同じように申し合わせ事項62のように暫時休憩して、執行部に出ていってもらって、全員協議会を開いて、同じ本会議の場でやるのかということところです。一つの考え方とすれば、原則として本会議で行って、例えば個人情報とかそういった特別な事情があると判断した場合には、非公開で全員協議会で行うことができるといった取扱いなどが考えられると思います。これにつきましては、全員協議会を公開としても、この人事案件については別に考えたほうがいいのではないかという意見があったのも事実ですが、一方で、人事案件で出される人たちは、質疑が及ぶということを感じて出てこられているのだから、公開の場でしてもいいのではないかという意見もあります。これについての取扱いについて協議していただきたく、

付議事項に上げさせていただいている次第であります。これについては皆さんどのように対処していきたいと思いませんか。これまでどおりだと、先ほど言いましたように、本会議で上程して暫時休憩して、執行部に帰ってもらって、人事課長とか何人かは出てきますけど、その人たちとのやり取りを全員協議会で行う。ただ、その全員協議会は公開のネット中継の中でやるということで、本会議と変わらない状況であります。それを終わってまたということになります。皆さんでお考えについて聞きたいと思えます。結構難しい案件なんですよ。これまでも白井前市長のときからも、この人事案件は本会議で行ってほしいという要請はたびたびありました。ただ、議会運営委員会とすれば、これまでの人事案件の質疑、場合によっては個人情報に及ぶ場合もあるので、そうした場合に余り公開になじまないのではないかということでしたが、このときは全員協議会は任意、非公開の機関でしたので、全員協議会は今回変わりましたので、そういった状況の中でどうするかということです。

高松秀樹委員 人事案件は、委員長も分かっているとおり公開の場の質疑にふさわしくないというのは当たり前の話で、だから申し合わせ事項62では、恐らくかつての全員協議会という書き方をしてあると思うんですけど、今全員協議会を公開というのはネットで流れていて、つまり実質上本会議場でやるのと全く変わらないということになると思います。以前、人事案件の質疑を本会議場で行ったことがあるんです、十何年前に。そのときに、個人の批判、中傷があったんです。それが電波に乗っていくというのが、当時いかなものかなと思って、そういうことを考えれば、今回は芳司部長で市の職員なんですけど、今後、一般の方が入ってくる可能性があって、ここで前例を作るわけにはいかないの、同じように非公開の場、つまり議員連絡会議でやるしかないのかなという気がします。

中村議会事務局長 議員連絡会議も、基本的には非公開ではございません。非公開にする場合は、非公開にするという宣言でもってやることで、議員

連絡会議と全員協議会の違いというのは、積極的に市民にお知らせする案件なのか、議会内部のいわゆる連絡事項なのか、そのところがこの二つの会の線引きだと思っています。

高松秀樹委員 全協はきちんと位置付けられた会議になっているのではないの。議員連絡会議というのはあくまでも非公式な会議ということと捉えていたんですけど。この議員連絡会議も、要は法律上の位置付けを出していらっしゃるんですか、事務局は。

中村議会事務局長 今は非公式です。要綱も何も作っていませんので。ただ、議運等でそういった方針でよろしいかというような同意を頂ければ、要綱等に基づく会議にしたいと思っています。

高松秀樹委員 つまり全協は非公式にするには秘密会の取扱いが必要だと。議員連絡会議は非公式にするにはそこまで必要ないということによろしいんですよね。そうであれば、議員連絡会議の中で行ったほうがいいのかという気はしていますけど。

杉本保喜副委員長 原点に返って、人事案件については高松委員が言われるように一つの線を引いておく必要があるかなと思います。それは、人事案件を取り上げて、質疑・応答の中にこの公の中だけで終わるとは限らないと思うんです。そういうことを考えたときに、やはり結果をお知らせするという形で、もっと質疑をしやすい形を取るということを考えたときには、やはり人事については今までどおりの扱いでやるほうがいいのかと思うんですけど。

河野朋子委員 今までどおりっていうのが、全員協議会でっていう申し合わせの中で、全員協議会自体が公開と切り替わったわけで、だから今までどおりではいけないわけですよね。全員協議会を公開しないといけないので。それで高松委員は、人事案件というのはそうやって公の場で行うの

はふさわしくないから、議員連絡会議とまたさらに一個、市民から見て分かりにくいんですけど、本会議があって全員協議会があって連絡会議があつてと、だんだんイメージとしたら見せたくないものをどんどんそういうところに場所を作っていると思われるのかなという感覚ですけど、申し合わせとしたら全員協議会で行うとなっていることに対しては、今まで公の場で行うことがふさわしくないからということになっているんですけど、そうなった場合に、全員協議会をそのときだけ非公開にすることができるという余地を持たせるという、それぐらいしか方法がないのかなと。連絡会議がありますというところと何かちょっとその辺りが、仕組みとしてどうなのかなと少し疑問があるし、かといって全員協議会は公開となってしまうので、その中で質疑をすることに対しても、そもそも人事案件に対しては疑問もある中で、それを避けるためには非公開にすることもできるという。原則論では一応公開ですけどというところで、そういう余地を持たせるぐらいしかないのかなと。すごく悩ましいんですけど、やっぱり何もかも本会議の中で、人事案件含めて公の場で質疑、個人的なことをすることに対して議員皆さん、ここは一致していると思っていたんですけど、そうでもないんですかね。公の場でしたほうが良いというような考えもあるんでしょうか。新しい議員で改めて確認していないので。

大井淳一郎委員長 前の議運では人事案件について公開はちょっと違うよねという話でした。全員協議会は法的な位置付けをすべきだという方も、この人事案件については少し特別に考えたほうが良い、非公開の手続を取るべきではないかということをおっしゃっていました。これはあくまでも当時の白井市長は全てオープンにしようよという申し入れを受けての議運の中での話合いでしたので。

清水議会事務局次長 手続の問題ですが、議会運営委員会を正式な会議にしたときに、運営に関する規程というものを議会の中で作っております。それで、基本的には全員協議会は公開とすると。ただし、議決により非公

開とすることができるというような中身になっておりますので、全協の中で議決を得られれば非公開ということが可能だと思います。

高松秀樹委員 今、次長の言う議決により非公開にすることができるって、秘密会の話でしょ。つまり、人事案件ですから秘密会にしますっていうのはおかしいのかなと思うし、人事案件は本会議場で質疑ができないわけではないでしょ。できるのを今まで全協で、あまり厳しい質疑をせんよっていうことで全協の中でやると。それでも質疑がある方は本会議場の人事案件のところで質疑をするんです。ふさわしくないのをもちろん分かってされるんです。だから、これ非公開かって言われると、公開なんです、基本的に本会議場で。ですよ。だから、そこを議会が秘密に人事案件を決めたって話にはならないと思っています。だから最初の話に戻って、過去の全員協議会、今の議員連絡会議。それは改選前に全協が公開ということになって、更に議員連絡会議を作られるから結局こういう状況が生じる。これは最初から分かっていた話で、そこでやるしかない。又は、河野委員が言われるように全協を秘密会の議決をして、市民の皆さんに人事案件は秘密会ですと。こんな形でやるしかないのかなと思っていますけど。

清水議会事務局次長 議員連絡会議につきましては、全協を決めたときに議員連絡会議を別に決めて作ったわけではありません。新たな期になったときに議員で集まって、世話人会の報告であるとか議員の中で何か報告をしなければならないというものがありませんでしたので、仮称で取りあえず議員だけの連絡をする場はこういうものがあっていいのではないですかということで作らせていただいたところです。ですから、全協の位置付けと議員連絡会議の位置付けというのは今の皆さん方で決めていただきたいと考えておりますので、議員連絡会議の規程とか、こういうことをします、ああいうことをしますというところまでは何ら決まっていないというのが現状です。

中村議会事務局長 全員協議会を公開にするかどうかというところは、前期にかなり議論していただきました。最終的に公開になったというのが、うちの議会アドバイザーであります江藤教授に8月5日に研修をしていたときに、「全員協議会を公開にしないというのは今の時代ありえないよ」と。ただ、人事案件等があるのですがその辺りで公開になかなか踏み切れないというようなところがあるという質問に対しては、「そういった人事案件の質疑に対して、その部分について非公開とするというのは十分あり得ることでしょう」と。「ただ、全員協議会全体を非公開でやるというのは今の時代あり得ないと思います」というようなこともあって、一気に公開のほうへ向かったと感じております。それから、資料は付けておりませんが県内の状況ですが、うちのような申し合わせを持っているところは県内13市、ほかではございません。ほかの12市は本会議でやっておられるという状況でございます。これは議会規則というのは、その年その年でいろんな運用の仕方がありますから、右へ倣えというわけではございませんけれども、県内はそういった状況だということですので。

高松秀樹委員 僕は、広く公開されるべきではないという意見なんですけど、局長が言われるように全協で行って、いわゆる秘密会の議決をするときに、本会議場の運営がどうなるのかなど。例えば、傍聴の皆さんがいらっしゃいます。次は人事案件です。皆さん出ていってくださいという運営って、果たして現実的なのかなど。

中村議会事務局長 おっしゃるとおり、議場で行っているものを非公開で行うというのは、現実的には難しいと思いますので、そういった決議がされた場合は第2委員会室なりで行うという運用になろうかなど考えております。

高松秀樹委員 ということは、名前が変わっただけで、全く。それを全協という名前でされるにしても議員連絡会議でされるにしても、部屋を変えて

傍聴も入れない、ネット配信もないということは、結論は一緒ですよ。ですから、議会の運営上ふさわしいほうで人事案件を取り扱えばいいと思います。

大井淳一郎委員長 連絡会議で行うということであれば、申し合わせ事項の全員協議会が議員連絡会議に変わる。全員協議会で人事案件については非公開の手続を取るのであれば、この申し合わせ事項は維持できるという違いはあろうかと思います。非公開にした場合には、局長が言われたように第2委員会室でということは十分に考えられるかと思います。ただ、議員連絡会議につきましては仮称ということで、世話人会では決まってはいるんですが、まだ要綱が定まっていないということで、まだ根拠がはっきりと定まっていない状況であるということからすれば、全員協議会での対応がいいのかなというのが、個人的な考えであります。

高松秀樹委員 そうですね。委員長も河野委員も分かりやすくということであれば全協。その代わり、いわゆる非公開、秘密会になるんでしょ。どうなるんですか。秘密会になるんですか。

清水議会事務局次長 言葉のニュアンスがありますが、一応非公開ということにしております。秘密会というところまでしておりません。

高松秀樹委員 全協って公式の場になったんでしょう。そのときに、単に議長が非公開ですってということで非公開にはできないんじゃないのかなと思っただけです。

清水議会事務局次長 議決により非公開というところで規定しております。あくまでも質疑は本会議場で行うべきものでありますので、質疑そのものは本会議場であります。その事前のお問い合わせというか質疑というんですかね、そういうのを事前に全協でやっておこうということだと思いますので、それを今、議決があれば非公開でという取扱いは今の規程で

あれば可能かなど。場所についても原則として議場としておりますので、場合によれば別の会場でということも考えられるということです。

中村議会事務局長　それから、先ほど高松委員のほうから、本会議でやって以前質疑の中で誹謗、中傷等があったと。それでまずかったというお話がありましたけれど、基本的には本会議場でそういったことがあってはならないという規定になっております。地方自治法におきまして、普通地方公共団体の議会の会議においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない、という大原則がありますから、その辺りも考慮されというかお含みおきの上、決定をしていただきたいと。それから、今回、この全協の取扱いなんですが、ずっと慣例でやってきたところを新たに変わっておりますので、これからの全員協議会のやり方については、いろいろ今から協議、決定していかないといけないことがあろうかと思えます。全員協議会全体をどうしますということ、申し合わせ事項を一気に変えるというのはちょっと不可能だと思っています。想定のできない事案等もございますので。ですから、当面、出た案件ごとにその都度議運で協議、決定していただいて、それを申し合わせ事項にするなり今回のケースはこういうふうにしましょうというふうにその都度協議して決定するのか、その辺りも含めて一つ一つ詰めていく必要があると思えますので、今回は申し合わせ事項を変えるということよりも、今回の人事案件の審議の方法について協議していただきたいなと思っています。全体の人事案件をどうするかということろまで決定していただければそれが1番かと思えますが、その辺りよろしくお願ひしたいと思えます。

大井淳一郎委員長　今、皆さんの意見を聞く限りでは、今回人事案件というのは公開にはなじまないんじゃないかということは一致しております。取扱いについては、この申し合わせ事項を維持して議員連絡会議と変えるのではなくて、維持した上で非公開の手段を採る。そして、その非公開での全員協議会は第2委員会室ですという取り運びである程度まとま

っていると思うんですが、皆さんのほうで異論とかあれば。

高松秀樹委員 非公開にするっていうのは、議長がうんぬんかんぬんで非公開としたいと、賛成の方はという話になるんですか。それで賛成多数であれば非公開という言葉になるんですか。

清水議会事務局次長 現在の規定上、そのとおりです。

高松秀樹委員 非公開と秘密会ってどう違うんですか。

大井淳一郎委員長 どうですか。特別多数決かなと思うんですけど。

高松秀樹委員 地方自治法上に非公開って規定があるの。

清水議会事務局次長 秘密会というのはあくまでも本会議、あるいは委員会の規定の中にはございますが、全員協議会まで縛るものではございませんので、全員協議会をどういう形にするかというのは、議会の内部での決定でありますので、秘密会という法的に決められたものを全員協議会のほうに持ってくるということはできていないと思っています。

高松秀樹委員 全協を公の場としましたよね、改選前に。全協のレベルが通常委員会のレベルまで上がったと思っていたんですが、今のお話だったら、全協はまだ委員会より下なんですよとしか聞こえなくて、全て委員会の規定に準ずるといふふうに理解しておったんですが、それは違うということになるんですかね。

清水議会事務局次長 全員協議会については先ほども言いましたとおり、運営等に関する規程というところで決めております。会議の場所であるとか、議長が主宰者になるであるとかを決めておりますし、公開については全員協議会は公開とする。ただし、議決により非公開とするということに

しております。それから、傍聴などについては、傍聴規則の例によるというところで、準じてやっているというところでありますので、全てを準じているというわけでもございませんが、きっちり決めておかなければいけないことについては、規程の中で決めているということです。

大井淳一郎委員長 ある程度、イメージというか取扱いについては一致はしているんだけど、具体的なやり方についてはまだちょっと精査しないといけないので、少し休憩をします。ある程度まとまったら再開ということ。

午前10時54分 休憩

午前11時25分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、議会運営委員会を再開いたします。この人事案件に取扱いについてこれまで議論をしてきました。人事案件については、公開になじまないのではないかということで、それを受けて申し合わせ事項が作られ、全員協議会というこれまでは非正規の機関で実質的な質疑はなされておりました。ただ、本会議場では質疑という場面があって、これまで少ないですけど質疑もありました。そういうのが現状です。これを今後どう扱うかということについて、全員協議会の位置付けが変わったことに伴い、全員協議会が公開になったことを受けて、こちらの人事案件だけどうなのかということもあるかと思えます。それに加えて、他市の状況を休憩中にも調べてもらったりしたんですけど、他市においても本会議場で行っているという状況もあります。いま一度、人事案件の取扱いについて、皆さんと協議をしていきたいと思っております。皆さんの御意見等があれば求めたいと思えます。

河野朋子委員 これ、いろいろ悩ましいことで、そもそも人事案件についての質疑とかそういった内容、過去にいろいろあった中で、公開とか非公開

ということにあまりにもとらわれすぎてしまったということのを思い返したときに、そもそも全協を公開する、きちんとした議会の中での会議を明らかにしていったり透明性を高めていくということから考えると、やはり非公開ということにとらわれすぎているのかなと考えたりしたときに、原則に立ち返るということから考えると、そもそも人事案件も本会議場で質疑などをこれまではしてきましたが、形式的なものとしてやってきて、全員協議会という市民に見えないところで質疑などをしたということを考えたら、それも含めて公開といった方向に持っていくべきなのかなと。個別の人事案件の過去の質疑とかいうところにとらわれすぎて、それを市民の前でするのはどうなのかなとこだわりすぎて、議会のあるべき姿とかそういったところをもう一回議論しなくてはいけないのかなと思いましたが、その辺り改めて皆さんと議論しなくてはいけないのかなと思います。

高松秀樹委員 これは討論もあるんですか、人事案件って。あるんですよね。今、公開になじむとかなじまないとかされているんですが、これは議案なんで、質疑、討論、採決という通常のプロセスを踏む。つまり、公開されているというのが事実だと思います。そこには、恐らく議員の発言を抑制するものは何もないはずです。しかしながら、執行部提案の議案なので、執行部からの事実上の説明がある場合がきっとあると。そのときに、そういう説明は聞く必要はあるのかなと思っています。これはきちんと位置付ける必要はないと思っています。それは先ほど述べましたように、議案としてきちんと質疑、討論、採決のプロセスを踏む、いわゆる公開されているということですから、議運としてはそのプロセスを踏む運用をすべきだと。そこに、ただしという今さっきの話が続くと理解したいなと思っています。

奥良秀委員 今、ずっと公開か非公開かという話の中で、私が議員になる前に全員協議会が公開になりますよということになっている中で、今回だけ秘密会であったり非公開であったりというのを作るのはどうなのかなと。

人事案件なんで市民の皆さんもほかの案件よりは多少なりとも興味はあろうかと思いますが、皆さんが見られているところできちんと公開で行って、市民の皆さまの代表が議員なんで、やっぱりその議員がちゃんと審査をしているよというところも公開で見られれば納得していただけると思いますので、私は公開で賛成させていただきます。

杉本保喜副委員長 私は、高松委員の意見に賛成なんですけど、基本は公開という中で、これから先もいろんなパターンがあると思うんです。執行部側も言いにくい部分もあるでしょうけれども、基本は公開という形になるのかなと考えております。

大井淳一郎委員長 今、議運の各委員の皆さんの意見を聞きました。この案件ってすごく難しいもので、全てオール・オア・ナッシングではないところもあるんですけれども、この取扱いについては今皆さんが言われたように、これまでの議案と同じような流れに沿って対応していきたい。つまり、公開の本会議場の場で同じような議案の中で質疑、討論、採決という形の中でいきたいと思っております。当然、議案ですのでそれに対する執行部側の十分な説明等は必要ですので、改めて求めていきたいと思っております。そのような形で議運決定としたいと思っております。

高松秀樹委員 申し合わせ事項62は削除ということですよ。

大井淳一郎委員長 確認をしたいと思っております。いかがでしょうか。事務局、申し合わせ事項62は削除ということで。

清水議会事務局次長 今回の議運の決定によりまして、削除させていただきたいと思っております。

大井淳一郎委員長 ではそのように対応していきたいと思っております。それでは(6)、陳情・要望書等の取扱いについて説明を求めたいと思っております。

中村議会事務局議事係長 6番、陳情・要望の取扱いです。資料3です。ページ数が非常に多いのですが、6ページからになります。5件出ております。この委員会の取扱いを決めていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 (6) 陳情・要望書等の取扱いについてです。これまで、陳情・要望書等の取扱いに際しては、各常任委員会に割振りをしてまいりました。ただ、全ての陳情書について割り振ってきたかというところではなくて、内容によっては割り振らない、そのまま議会預かりということになっております。これまでも繰り返し出てきた案件もありますので、それまでの取扱いに準じて一つの案を示したいと思っておりますので皆さんの御確認していただきたいと思っております。最初は「地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議を、今、して頂きたい陳情書」ですけれども、これにつきましては常任委員会に付託しないという扱いをしていきたいと思っております。「平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願ひ」につきましては、総務文教委員会にしたいと思っております。「住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書」につきましては、産業建設常任委員会にしたいと思っております。「地域建設産業の再生に関する要請書」ですが、これもタイトルからいくと産業建設常任委員会にしたいと思っております。「平成30年度税制改正に関する提言」につきましては、総務文教委員会にしたいと考えております。以上のような取扱いでいきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのようにしたいと思っております。続きまして2番の山口東京理科大学に関する特別委員会の設置についてです。これにつきましては、改選前、最初は公立化調査特別委員会。それから、いつとき経て薬学部設置促進並びに利活用調査に関する特別委員会をやってまいりました。そこで、最終報告がなされて、まだ理科大に関しては案件が残された状態で改選を迎えて、新たな議会が誕生しております。ただ、改選を経て、この特別委員会はない状態です。各議員から山口東京理科大学に関する特別委員会を設置してはという意見を頂戴している関係上、議長からの諮問も受け

て、この特別委員会の設置について皆さんと協議していきたいと思います。ただ、この山口東京理科大学だけを取り上げてやっていくのか、要は特別委員会の設置目的ということについても詰めていかないと、特別委員会設置ありきではいけないところもありますので、そうした設置目的、あるいは守備範囲、そういったことも含めて今回は議論していきたいと思っています。この特別委員会がもし設置されるのであれば、初日ではなくて別の日に上程という方向になるかと思っていますので、それを踏まえて今日は山口東京理科大学に関する特別委員会の設置についての皆さんのお考えを聞きたいと思っています。

中村議会事務局長 審議いただきます前に、審議に影響があるかどうか分かりませんが、多少関連があると思いますので。先日、総務部長より山口東京理科大学のことについての報告がございましたので、最初に報告させていただきたいと思います。内容は、山口東京理科大学に関するというか、本会議場にこれまで白井市長の時代は一般質問等に山口東京理科大学に関する質問等があった場合に、答弁者として学長が出て答弁をしておりましたが、この藤田市政におきましては、本会議場に大学の関係者が出席して答弁するということはやめたいという申入れがございました。これは私見ではございますが、大学が独立法人であるということ、また大学自治の関係もございます。それから、県内公立大学である山口県立大学、下関市立大学がございしますが、そういった状況を見ましてもそれが本来あるべき姿なのかなと思っておるところです。そういった総務部長からの報告があったということを御理解の上、協議いただければと思っております。

大井淳一郎委員長 今局長から話がありました答弁者について、これまでは学長が立たれることもありました。理科大に関する質問については学長が答える場面もありました。今回、総務部長から公立大学法人ということもあって、答弁者として学長は立たない。ただ、市長部局にあります大学推進室が大学に関することについては答弁しますので、これまでどお

り一般質問においては山口東京理科大学に関する質問はしていただきたいんですが、ただ、大学の自治ということもありますので、こちらのほうも配慮しながら質問していただければということで、それを受けて大学推進室が答えるという形になろうかと思えます。そういうことで、大学と議会との距離というのがだんだん出てきているんですよね。一方、大学の自治があるので、大学の運営とかについては議会が直接介入ができない。あくまでもそういったことについては評価委員会とかがありますので、そちらでやっていただくということがある一方で、この山口東京理科大学の薬学部校舎の建設については市費から出ていますので、かなり重要な案件であることには変わりないので、議会とすればそうした対応、山口東京理科大学に何も関与できないというのはどうかなというところもありまして、特別委員会の設置についての案が示されているということでございます。それを踏まえて、皆さんのほうで協議していただきたいと思えます。まずは、この山口東京理科大学に関する特別委員会、何らかの特別委員会の設置についてのお考えをお聞きしたいと思います。

高松秀樹委員 早急に設置すべきだと思っています。その理由はいろいろあるんですが、改選前の特別委員会、何ていう名前だったですかね。何とか利活用がどうのこうのって。特別委員会は改選に伴ってなくなったと思っています。通常、それ以外に特別委員会がなくなる理由は、目的を達成したときということなんですが、実は目的も達成できていない。まとめの文書にもそのような記述があったと思っています。つまり、まだ建物もできていない。今後どのように活用していくかの方向性も定まっていないので、議会側としては引き続き、名称は別にしてもこの特別委員会を設置して努力すべきだと思っています。

河野朋子委員 これまでは、臨時会でしたかね、理科大に関する議案、補正予算ですよね。あれが上がってきたときに、総務で担当したときに、ちょっとなかなかこれまでの経緯とかそういった意味で少し面食らったとい

うことは言いましたけれど、今回もまた総務のほうに大学の議案が上がってきておりまして、その辺り少し委員会としてもきついなと思っていたんですけど、これ考えたら予算関係が今から出てきたときに、一般会計予算決算常任委員会の中で総務の分科会がそれを審査するようになりますよね。例えば、この理科大の特別委員会を作ったときに、この委員会に議案を分担するとなった時に、また不自然さが出てきて、その辺りまで考えていなかったんですけど、一般会計予算決算常任委員会の中に3分科会以外にまた分科会が入ってくるというイレギュラーな形になるので、それを考えると理科大にこういった予算関係とかいろいろなものが分担されることに無理があるのかなと思ったら、今回総務のほうにいろいろな議案が出てきたり、一般会計の補正についても出てきたりすることに対して、もうしょうがないというかそれが自然な流れなのかと思ったときには、そういうふうには理解しました。そうやって考えたら、理科大の特別委員会のそもそもの役割がどうなのかと考えて立ち返ると、きちんと明確にしないとこの特別委員会をただ作ればいいというものではないので、自分の中でこれまで考えてきたところと変わってきたというのが正直なところですよ。設置についてどうなのか、急ぐものなのか、その辺りが申し訳ないですけど考えが変わったので。以上です。

奥良秀委員 このたびの特別委員会、開かれたほうがいいと思いますし、今回議運の中で産業建設からは私だけなのですが、産業建設の中でも今からも引き続き調査をしていきたいという意見が出ております。また、産業建設の中で作るのありきで、では誰が委員にいきましようかという話まで詰めてあります。やっぱり高松委員がおっしゃったとおり、建物も建っている途中であって、なおかつ今河野委員が言われたとおり今回の議案の中にも入ってきている状況で、やっぱり議員としても絡んでいって適正かどうかというのを見ていかないとと思います。確かに、今言われて、どっちが主導権を取るのか、中身の部分が難しい部分があるのかとは思いましたが、前回の改選前の結果が出ていないのも事実なんで、これは開くべきだと思います。

杉本保喜副委員長 特別委員会の設置は必要だというふうに思います。それは、来年薬学部が開校された後は、正に大学運営のほうにげたを預けるような格好になります。ただしかし、我々としてはこの大学のヤングパワーを我々のまちづくりの中にどのように協力をしていってもらうか、逆に彼らが就業するときにここに残ってもらおうかという気持ちを持ってもらうために、市民がどのように関わっていけばいいかということは非常に大事なことだと思います。そういうことを考えたときに、やはり我々議会のほうも総務のほうにその辺を全てげたを預けるのではなくて、それぞれの常任委員会の見識を持った人たちが集まって、新たな特別委員会というものが必要だと考えております。

大井淳一郎委員長 これまでの特別委員会というのは二つの側面があって、薬学部設置に関する議案を取り扱ってきました。その一方で、この大学をどう生かしていくかということを議論するための特別委員会だったのですが、皆さん御承知のように臨時会ごとに各議案が出てくるなど、議案の審査に追われていました。利活用のほうがはっきり言ってできていなかった状況で、本当の最後の最後のほうでこういうことをしたらいいねぐらいで終わったのが現状です。ですので、時計の針を進めていかないといけないというところがあります。今皆さんが言われたようにやり残したところを感じますので、この特別委員会というのは設置していかなくてはいけないというのは、うちの会派でも出ています。ただ、河野委員が言われるように、設置するのであればそういった目的もしっかりしていかなければいけない。何のための特別委員会なのか、特に議案審査については大学推進室を所管に持つておられる総務がする方向になったことからして、議案審査の受け皿ではないので、この特別委員会の果たす役割というのはすごく大きいのかなと思っております。そういった大きな使命がないと特別委員会を設置する必要はないんじゃないかというのはごもっともな意見ですので、皆さんの中でこの特別委員会を設置するとしても、その設置目的をしっかりと定めていかなければいけないか

など思っております。設置目的の精査等については、今日皆さんの意見を聞いたということで、できれば早急にという高松委員のお話もありましたので、12月議会の設置に向けて議論を進めていきたいと思っております。その際には設置目的等についても皆さんと協議しながらちゃんとしたものを定めていきたいと考えております。今日のところは以上としたいんですがよろしいでしょうか。それでは、3番目のその他についてです。申入書が出ております。資料4です。こちらの申入書でございますが、会派のこと、あるいは議会図書室の活用方法、それから一般質問の改善、議員定数や議員報酬に関する附属機関の設置についてです。これらについては、例えば4番についてはあり方特別委員会でも懸案事項として出されている課題でもありますし、一般質問の改善は、当然私たちはやっていかなきゃいけないということもあります。議会図書室の活用も議会基本条例に定めてありますので、ここに書かれてある意見を参考にして進めていかななくてはいけないと思っております。会派の要件については、また日を改めて議論することがあれば議論していきたいと思っております。こちらの申入書については皆さんでお目を通して、必要に応じて議運のステージに乗せていきたいと思っております。よろしく願いいたします。それではその他のその他ということで、皆さんのほうで何か。

杉本保喜副委員長 先ほど定例会の中の一般質問を3日間でやるというふうに決まりましたよね。そうすると、18日が空白になるんですけど、それは19日の議題を繰り上げるということですか。それともそこは予備にするんですか。その辺りいかがですか。

清水議会事務局次長 今までもありましたけども、一般質問を行わない日があった場合は休会日ということにしておりましたので、繰り上げないという方向のほうがよろしいかと思っております。

大井淳一郎委員長 場合によっては総合計画関係が入ってくる可能性もありますので、その辺、要は空けておいてください。何があるか分かりません

ので、うちの議会は。そういうことをお含みの上で、休会日ということで取扱いをしたいと思います。よろしいですね、ほか。それでは議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 11 時 55 分 散会

平成 29 年（2017 年） 11 月 30 日

議会運営委員長 大井 淳一郎